

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 岐阜県安八郡安八町東結1092番地の1

氏 名 株式会社名晃  
代表取締役 下別府 正樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県西濃県事務所長 西 哲也



許可の年月日 令和 3年 5月12日  
許可の有効年月日 令和 8年 5月11日

### 1 事業の範囲

#### (1) 中間処理 (選別)

廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。)、がれき類  
上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 7種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

#### (2) 中間処理 (破砕)

廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。)、がれき類  
上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 7種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

### 2 事業の用に供するすべての施設

#### (1) 種類: 選別施設

設置場所: 岐阜県安八郡輪之内町四郷字上ノ切1011番1、1012番

設置年月日: 平成18年3月31日

処理能力:

廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。)、がれき類

163.85m<sup>3</sup>/日 (20.48m<sup>3</sup>/時間)

上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 7種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

#### (2) 種類: 破砕施設

設置場所: 岐阜県安八郡輪之内町四郷字上ノ切1011番1、1012番

設置年月日: 平成18年3月31日

処理能力:

許可番号 02121026469

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。） 39.36t/日（4.92t/時間）

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。  
木くず 46.64t/日（5.83t/時間）

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。  
がれき類 104.88t/日（13.11t/時間）

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。  
紙くず 23.28t/日（2.91t/時間）

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。  
繊維くず 14t/日（1.75t/時間）

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。  
金属くず（自動車等破砕物を除く。） 81.6t/日（10.2t/時間）

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。  
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）  
及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。） 152.96t/日（19.12t/時間）

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 7種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

許可年月日：平成17年12月16日

許可番号：岐阜県指令廃対第5号の15

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成18年 5月12日 産業廃棄物処分業許可（新規）  
平成18年 5月23日 産業廃棄物処分業変更届（書換）  
平成19年 1月 9日 産業廃棄物処分業変更届（書換）  
平成23年 5月12日 産業廃棄物処分業許可（更新）  
平成28年 5月12日 産業廃棄物処分業許可（更新）  
令和 3年 5月12日 産業廃棄物処分業許可（更新）  
令和 6年 6月 6日 産業廃棄物処分業変更届（書換）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無  ・ 無